

欺瞞か妥協か——壬辰倭乱の外交交渉

鄭 潔西（寧波大学）

[原文は中国語、翻訳：鄭 成（早稲田大学）]

壬辰倭乱は万歴 20 年（1592 年）4 月に日本軍が釜山に上陸したのを始まりとし、明朝、朝鮮の軍事攻撃を受けて、日本軍が万歴 26 年（1598）11 月に全面撤退したのを終わりとして、7 年近く続いた。戦争がわずか 2 年余りであったのに対して、和平交渉は 4 年も続いた（1593）。その間、明朝側（朝鮮を含める）が外交手段をもって日本を相手に、朝鮮半島における軍事衝突の解決と、東アジアにおける平和再構築の試みを図ったが、失敗に終わった。

戦争中の外交交渉に関して、学界では従来、相互の交渉条件がかけ離れているため、妥協の可能性が低く、その上、双方の外交担当官僚が外交交渉で欺瞞を共謀し、虚偽な情報を本国の統治者に伝達し、それによって冊封が失敗し、戦争が再び起こったという¹のを定説としてきたのである。

確かに、双方の外交活動において外交代表が交渉主体を務め、交渉過程の情報が幾重のフィルターを経た後、損なわずに両国の指導部に伝達されるのには無理がある。その意味で欺瞞の疑いがあったと言える。例えば、豊臣秀吉が「大明日本和平条件」で提起した七項目の平和条件は、複数の外交交渉と幾重の情報操作を経て、明朝の指導部に伝えられたものは「冊封」の要請となり、明朝を「騙した」ように見える。一方、明朝側の「封は許すが貢は許さない」（明の冊封体制下に入るのを認める。勘合貿易は認めない）」との対日政策は、両国使者の複数の解釈を通じて、豊臣秀吉に「冊封体制に入ってから勘合貿易を実現しよう」という期待を与えた。ここでも豊臣秀吉を「騙した」可能性は否定できない。

明、日、朝の三方の史料、とりわけ当時の文書史料をすりあわせて考察を進めると、交渉過程において、明朝と日本が各自の平和条件を調整しながら、相互の妥協を図ったことが分かる。例えば、明朝は日本軍に朝鮮半島からの撤退を求めると同時に、日本との「冊封」関係の回復を長く議論していた。「封は許すが貢は許さない」という結論に達し、当初承諾した「貢」を取り消した。対日交渉の条件は表ではさらに厳しくなったようだが、操作の余地は残っていた。日本は絶えず明朝、朝鮮側に妥協していたが、朝鮮に対する優位性の確保にも努めた。日本の外交活動は東アジアの冊封体制に戻ろうとした様相を呈しながら、自国の国際的地位を高める意図も伺える。しかし、日本側の要求が明朝と朝鮮側に受け入れられることはなく、東アジアの平和は結局再び武力に訴えられることになった。

¹周一良：《明代援朝抗倭战》，北京：中华书局，1962 年。[日]北岛万次：《秀吉の朝鮮侵略》，东京：山川出版社，2002 年。小野和子：《明季党社考—東林党と復社—》，京都：同朋社，1996 年，第 115-134 页。黄枝连：《天朝礼治体系研究（上） 亚洲的华夏秩序 中国与亚洲国家关系形态论》，北京：中国人民大学出版社，1994 年，第 351-390 页。张庆洲：《抗倭援朝战争中的明日和谈内幕》，《辽宁大学学报》1989 第 1 期，第 101-104 页。Kenneth M. Swoped, *A Dragon's Head and a Serpent's Tail: Ming China and the First Great East Asian War, 1592-1598*, University of Oklahoma Press, November 30, 2009.

一 「兵部帖」と王京の日本軍撤兵

平壤の戦いの前、明朝と日本が和平交渉を始めた。万歴 20 年（1592 年）8 月 29 日、明朝のスパイ沈惟敬は平壤の乾伏山の麓で平壤防衛の任にあっていた日本の武将小西行長と交渉し、50 日間の交渉を経て停戦協議の締結に至った。正式の談判ではないこともあり、明朝側からすればその停戦協議は時間稼ぎに過ぎなかった。平壤の日本軍が提起した複数の交渉条件は後の日本と明朝の交渉にも引き継がれた。

一つ目は、日本と明朝の間の朝貢問題である。日本側は以下のような提案を行った。“若许朝贡，且令日本、朝鲜两国通好，则朝贡之路，欲于朝鲜内往来”²；

二つ目は朝鮮の領土問題。日本側は「愿退出平壤，以大同江为界」³、つまり大同江を境にして、明朝とともに朝鮮を分けて、朝鮮領土の大部分をとる。

三つ目は日朝関係。日本は、朝鮮がかつて「陪臣朝貢」の形式で日本に朝貢したことがあり⁴、日中関係は宗藩関係であると一方的に宣言した⁵。

沈惟敬は 9 月 29 日に北京に戻った後、日本の朝貢、領土要請を「内閣、本兵」に報告した。それが明朝の「閣部九卿科道會議」の開催のきっかけとなった⁶。日本要請への対策が会議後の「兵部帖」にまとめられた。「兵部帖」は日本と朝鮮の朝貢問題について、「尔国诚欲通贡，岂必假道朝鲜？敕下廷议，若别无情故，必查开市旧途，一依前规，覆请定夺。于时先封诸将或为日本国王，封诸僧或为日本国师，皆未可知，顾尔诚意如何」、日本側に確かな「誠意」があることを前提に、明朝は「廷議」を経て、「依前規」（前例に従い）「開市」（貿易を再開）するとした。再開は「封」（冊封）を前提にし、「先封後市（貢）」の順序で実施し、明成祖と室町幕府三代将軍足利義満が作った明朝と日本の「封貢」関係に復帰する。領土問題に関して、「兵部帖」は日本側が「所掠朝鲜王子女，平壤、王京地方俱还朝鲜，罢兵回巢，恭听朝命」と定めている。捕虜となった朝鮮王子の釈放問題のほか、朝鮮領土の返還にも関わっている。留意に値するのは、朝鮮の領土返還に関する『兵部帖』が曖昧な表現にとどまっている「罢兵回巢」とは、日本軍が朝鮮半島からの撤退を求めるというイメージであるが、返還を求める具体的な朝鮮領土は「平壤、王京地方」にとどまっている。日本側の「愿退出平壤，以大同江为界」との主張よりは一歩進んだとはいえ、朝鮮全国とまではいっていない。「兵部帖」の際に気づいた日本側は、朝鮮領土の一部だけを返還さえすればよいという期待感を抱いた。それは漢江を境とする「中分朝鮮」説の土台となった。

沈惟敬はこの年の 11 月 26 日に「兵部帖」を携えて平壤入りし、再び日本側との交渉に臨んだ⁷。日本側は「兵部帖」に対して、「求貢」問題に関して特に異議を申し立てなかったが、領土問題に関して次の反応を示した。「愿将平壤、王京一带还天朝不与朝鲜」（平壤、王京一带を天朝に返還するのを喜んで受け入れる）⁸。当時、日本侵略軍が平壤を陥落し、咸鏡に深く入り、朝鮮をほぼ全土占領

² 《药圃龙蛇日记》壬辰年（1592）八月二十九日是日条，釜山：釜山大学校韩日文化研究所，1962 年，第 169 页。

³ [明]宋应昌：《经略复国要编》卷 10《讲明封贡疏》（万历二十一年八月二十九日），吴丰培主编《壬辰之役史料汇编（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990 年，第 885 页。

⁴ [朝鲜]郑琢著、李渭应译注：《药圃龙蛇日记》壬辰年（1592）八月二十九日是日条，第 168-169 页。

⁵ 关于朝鲜“朝贡日本”问题，沈惟敬向朝方译官秦孝男问求证，为秦孝男所矢口否认。见[朝鲜]郑琢著、李渭应译注：《药圃龙蛇日记》壬辰年（1592）八月二十九日是日条，第 168-169 页。

⁶ [朝鲜]申昶：《再造藩邦志（二）》，朝鲜古书刊行会编《朝鲜群书大系》正第 9《大东野乘》卷 36，韩国京城：朝鲜古书刊行会，1910 年，第 484 页。

⁷ 《宣祖實錄（第一）》卷 32，宣祖二十五年（1592）十一月丙戌（三十日）条，《李朝實錄》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961 年，第 416 页。

⁸ 《明神宗实录》卷 255，万历二十年（1592）十二月己亥（十三日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966 年，第 4741 页。

したが、占領区の統治状態は安定していなかった。日本は朝鮮に「更修隣盟」との提案を提示して、外交交渉を通じて、一つか二つの道を朝鮮に返還するかわりに、日本が朝鮮領土の大半を占領している事実を認めてもらおうとしたが、朝鮮側にはねつけられた⁹。大国の明朝に領土の誘惑をかけて朝鮮を分割する案は日本からすれば合理性が大きい。しかし、これは明朝の「**字小存亡**」の方針に反するため、明神宗に日本の和平提案を否定した明神宗は経略宋応昌に「相机剿除，以绝后患」¹⁰との勅令を出した。この戦略下で、明朝の援軍が朝鮮に入り、翌年1月に平壤戦役の大勝を収めた。

平壤の戦いの後、明朝と朝鮮に日本との外交交渉を進める動きが起きた。朝鮮が、日本側に2名の捕虜にされた王子を釈放するように、沈惟敬に日本側と交渉してもらおう要請で¹¹、策士馮仲櫻、金相が参画袁黃の依頼を受けて、咸鏡に入り、王子の釈放の問題をめぐる加藤清正と交渉した¹²、王宗聖が王京城に入り、日本軍に撤退するよう働きかけるようにと、経略宋応昌から依頼を受けた¹³。しかし、沈惟敬は起用されなかった。馮仲櫻、王宗聖らの日本軍への遊説は実質的效果を収められなかった。

碧蹄館の戦いの後、双方は膠着状態に陥った。三月始め、小西行長は沈惟敬に書簡を送り、「恳求封贡东归」との意思を伝えた後¹⁴、宋応昌は沈惟敬を正式に起用し、三度目の日本陣営への訪問を命じた。明朝と日本の和平交渉が正式に発足した。宋応昌が提起した平和条件は「尽还朝鲜故土，并还两王嗣以及陪臣等，归报矣白上章谢罪，本部即当奏题封尔关白为日本国王」であって¹⁵、前の「兵部帖」と比べれば、朝鮮の王子返還、陪臣問題に関する主張は同じだが、以下の三つの条件で異なっている。

一つ目は、明朝と日本の封貢問題。「兵部帖」では「開市」と「封」が提示されたが、宋の提案では「封」のみとなった。二つ目は朝鮮領土問題。領土要請の範囲は「平壤、王京地方」から朝鮮全土に広がり、日本に「尽还朝鲜故土」（できるだけ早く朝鮮国土を返還するように）を求めた。三つ目は平和成立の前提条件として「関白上章謝罪」を付け加えること。

封貢問題に関して、宋応昌は最初条件を「封」の一項目に限定した。日本側との交渉を経験した沈惟敬の意見をもとに再調整を行い、「兵部帖」の「先封後市」に戻った。そして、「题本请旨，封关白为日本王，使之由宁波入贡」¹⁶の意思を日本側に伝えた。宋応昌は当初、「釜山、熊川一带，原系日本旧据之地，其民皆系倭户，自弘治、正徳年間，朝鲜已置此地于度外」、「故今倭遁于此，是已归其巢穴」¹⁷、という事実誤認を抱いたため、「釜山、熊川」を日本領土と見なして、朝鮮南部における日本軍の拠点保留を黙認した¹⁸。宋応昌が要請した「尽还朝鲜故土」は、日本軍が朝鮮南部への撤退を意味するのである。

⁹ 《宣祖實録（第一）》卷31，宣祖二十五年（1592）十月乙巳（十九日）条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第395页。

¹⁰ 《明神宗实录》卷255，万历二十年（1592）十二月己亥（十三日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第4741页。

¹¹ 《宣祖實録（第一）》卷34，宣祖二十六年（1593）正月丙寅（十一日）条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第440页。

¹² 《宣祖實録（第一）》卷34，宣祖二十六年正月庚辰（二十五日）条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第454页；卷36，三月己未（初四日）条，第495页。

¹³ 明宋应昌：《经略复国要编》卷6《与袁赞画书》（万历二十一年二月二十七日），吴丰培主编《壬辰之役史料汇辑（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第524页。

¹⁴ 明宋应昌：《经略复国要编》卷7《与李提督并二赞画书》（万历二十一年三月初八日），吴丰培主编《壬辰之役史料汇辑（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第600页。

¹⁵ 明宋应昌：《经略复国要编》卷7《宣谕平行长》（万历二十一年三月初八日），吴丰培主编《壬辰之役史料汇辑（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第602页。

¹⁶ 《宣祖實録（第一）》卷37，宣祖二十六年（1591）四月朔乙酉条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第519页。

¹⁷ 明宋应昌：《经略复国要编》卷13《谕示周六功》（万历二十一年十二月初八日），吴丰培主编《壬辰之役史料汇辑（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第1021页。

¹⁸ 宋应昌这一关于日朝领土分界的看法其实是错误的，其可能听信了游击胡泽所提供的错误情报。按胡泽在此前曾向宋应昌汇报：“釜山元有倭户，

事実上、日本軍は当時難しい状況にあり、不利な軍事情勢に直面していた。さらに朝鮮を援助する明朝軍からの攻撃を水路と陸路の両方で受けられるようになると¹⁹、朝鮮南部沿海一帯への撤退の案は念頭にあった²⁰。このような経緯から、日本軍の撤兵前提をめぐる合意がスムーズにできた。沈惟敬が日本軍とともに釜山に移動する一方、明朝使者の謝用梓、徐一貫が日本に向かい、豊臣秀吉との直接交渉に臨んだ²¹。二人はその後日本の使者の朝貢を寧波経由のコースで案内する。沈惟敬が王京に入った後、日本側が捕虜にされた朝鮮の王子と陪臣を返し、明朝は日本側に「小将」を人質として差し出すことを要求した。加藤清正が二万両の銀を王子釈放の身代金として徴収した²²。

日本軍は4月19日に王京から撤退し、沈惟敬、謝用梓、徐一貫らをつれて釜山に南下した。その一方、朝鮮の王子、陪臣を返還し、「小将」を人質に出すという約束を果たさなかった。これによって、明朝は外交的に受け身的立場になった。謝用梓、徐一貫らは引き続き日本に渡り、九州の名護屋で豊臣秀吉と会い、「大明日本和平条件」をもとに日本との正式談判が発足した。

二 欺瞞か妥協か、「大明日本和平条件」をめぐる外交交渉

豊臣秀吉の「大明日本和平条件」七項目をめぐる、沈惟敬が「七事已曾暗许」（七項目はすでに承諾した）との言い方が明朝朝廷に広がった²³。沈惟敬は独断で豊臣秀吉の七項目の平和条件をのんで、明朝朝廷を騙したと見られた。周孔教が兵部尚書石星を弾劾した時、『亟賜议处欺误之臣以弭祸乱疏』で「乃信沈惟敬之邪说，许七事而讲堕倭术中」と訴えて²⁴、沈惟敬が朝廷を出しただけでなく、石星も独断で七項目を約束したと主張した。日本人学者北島万次は、明朝冊封使者楊方亨が冊封失敗後、明神宗に豊臣秀吉の「大明日本和平条件」を報告したため、石星、沈惟敬が朝廷に豊臣秀吉の「大明日本和平条件」を隠したと指摘している²⁵。当時の交渉現状をみればそうではないことがわかる。

明朝使者謝用梓、徐一貫が5月に九州の名護屋で豊臣秀吉に会い、翌月の21日、22日の二日間で筆談で豊臣秀吉の外交代表である南禅寺僧侶玄圃霊と正式な談判を行った。豊臣秀吉死後にまとめられた小瀬甫庵の『太閤記』によると、豊臣秀吉は5月24日（日本歴23日）に二名の明朝使者と会見し、外交僧侶の景輒玄蘇に彼らと非公式の筆談を行うように指示を出した。筆談は絵の談義から始まり、次第に明朝と日本の平和条件に言及した。玄蘇が筆談で日本の朝鮮出兵について、「朝鮮が日本を騙した」と説明した。つまり、朝鮮は日本の「中国と関係修好」の意思を中国に伝えると承諾したにもかかわらず、自らの約束を破った。日本の朝鮮出兵は明朝を侵犯するためではない。玄蘇は、明朝と姻戚関係を結びたいという豊臣秀吉の要望を強調し、明朝と「属国の条約」を結びたいという日本の意思を伝えた。その上、「为先驱伐鞑靼」，「粉骨碎身，欲酬大明皇帝」とも語った²⁶。つまり、タタールの駆除に助力するほか、身を粉にし、大明皇帝に貢献したいということだった。「和親」

又有限界石碑，退离王京，而以处本地。”事见《宣祖實録（第二）》卷62，宣祖二十八年（1595）四月庚戌（初八日）条。

¹⁹ [朝鮮]柳成龍：《懲愆錄》卷4，日本关西大学图书馆藏日本元禄八年（1695）刻本。

²⁰ [日]佐島显子：《豊臣政権の情報伝達について—文禄二年初頭の前後後退をめぐる—》，《九州史学》第96号，1989年10月，第21-37页。

²¹ 兩人实际上为宋应昌幕下的策士，但对日方假称是“大明敕使”。

²² 《宣祖實録（第一）》卷37，宣祖二十六年（1593）四月庚寅（初六日）条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第524页。李元翼：《梧里先生续集》卷2《平安道都巡察使时状启（癸巳[1593]四月初三日）》、《平安道都巡察使时状启（同四月十三日）》，《影印標點韓國文集叢刊》第56輯，首尔：景仁文化社，1996年，第433-434页。

²³ 蕭大亨：《刑部奏议》卷2《沈惟敬招由疏》，名古屋市蓬左文库藏明刻本。

²⁴ 周孔教：《周中丞疏稿·西台疏稿》卷1《亟賜议处欺误之臣以弭祸乱疏》，《续修四库全书》第481册，上海：上海古籍出版社，2002年，第194页。

²⁵ [日]北島万次《秀吉の朝鮮侵略》，东京：山川出版社，2002年，第78页。

²⁶ [日]小瀬甫庵：《太閤記》卷15《大明より使者之事・唐使へ五月廿三日御対面之事》，《新日本古典文学大系》60，东京：岩波书店，1996年，第434-442页。

の具体的内容について、玄蘇は明言しなかった。明の使者は最初、「貴国欲通中国」の「通和」要望というように理解したが、談判が進むにつれて、玄蘇が語った「和親」は姻戚関係を結ぶことだと分かるようになった。これは豊臣秀吉が後に提起した『大明日本和平条件』²⁷の「大明皇帝之贤女，可备日本之后妃事」の嚆矢である。豊臣秀吉は明朝の皇女を花嫁としてもらうことで日本が明朝の婿国になることを夢見た。東アジアの朝貢システムにおいて、明朝が他国と姻戚関係を結んだ前例がなかったので、日本が初の事例となれば、その国際的地位が大きく向上し、明朝の他の属国を上回った地位を得ることになり、重要な意味をもつ。

『大明日本和平条件』は遅くとも6月21日の談判当日に明朝の使者に提示された。玄圃靈三の談判記録『文禄二年癸巳玄圃和尚大明勅使筆談記録』によると、和平条件は全部で七項目があり、豊臣秀吉が自筆で書いた後、二名の明朝使者に提出されたのである。その原本と謄本は現在まで発見されていない。当日と翌日の談判筆録によると、この和平条件は豊臣秀吉が7日後に石田三成、増田長盛、大谷吉継、小西行長の四人へ渡した朱印状版の『大明日本和平条件』の内容とほぼ一致しており、朝鮮領土問題の案について若干の相違が見られるだけである²⁸。論述の便利をはかるため、後文は後出の朱印状版の『大明日本和平条件』と談判当時の『大明日本和平条件』を同一視する。まず朱印状版の『大明日本和平条件』の内容を以下に写す。

- 一、和平誓约无相违者，天地从[纵]虽尽，不可有改变也，然则，迎大明皇帝之贤女，可备日本之后妃事；
 - 一、两国年来依间隙，勘合近年断绝矣，此时改之，官船、商舶可有往来事；
 - 一、大明、日本通好，不可有变更旨，两国朝权之大官，互可题誓词事；
 - 一、于朝鲜者，遣前驱追伐之矣，至今弥为镇国家、安百姓，虽遣良将，此条目，伴伴[件件]于领纳者，不顾朝鲜之逆意，对大明割分八道，以四道并国城，可还朝鲜国王。且又前年从朝鲜差三使，投本[木]瓜之好也。余蕴付与四人口实；
 - 一、四道者既返投之，然则朝鲜王子并大臣一两员为质，可有渡海事；
 - 一、去年朝鲜王子二人，前驱者生擒之，其人非凡间不混和平，为四人度与沉[沈]游击，可皈旧国事；
 - 一、朝鲜国王之权臣，累世不可有违却之旨，誓词可书之。
- 此旨，趣四人向大明敕使缕缕可陈说之者也。

この『大明日本和平条件』の内容は以下の七つに分けられる。一、「和親」。大明皇帝の皇女を嫁として迎えること。二、朝貢関係の回復。室町幕府と明朝の公式朝貢、民間の互市関係の回復。三、明朝と日本の公式関係の再構築。四、朝鮮の慶尚、全羅、忠清、江原の四つの道の日本への割譲。五、朝鮮の王子、大臣が人質として日本に滞在すること。六、朝鮮王子の帰還。七、朝鮮の要人高官らが日本に忠誠を誓う（朝鮮が日本に服従すること）

²⁷ 关于日方在当时提出的和平条件文书标题，《南禪舊記》和《续善邻国宝记》均以汉文作《大明日本和平条件》，小濂甫庵的《太阁记》则以日文作《大明被遣御一书》，但内容几乎完全一致。此处依据的材料为日本国立公文书馆所藏的《南禪舊記》版《大明日本和平条件》。

²⁸ 丰臣秀吉在最初写给明使谢用梓、徐一贯的《大明日本和平条件》中提议明日两国“中分朝鲜”；但明使却表示强烈反对。因为明使不肯通过瓜分领有朝鲜北方领土，所以丰臣秀吉对和平条件又作了调整，其在写给石田三成、增田长盛、大谷吉継、小西行长四人的朱印状《大明日本和平条件》中将语意修改为“对大明割分八道，以四道并国城，可还朝鲜国王”；提议以朝鲜南方四道属日本，北方四道属朝鲜，但要求明朝居中主持此事。

七項目の内、日本側の義務として定められた六番目以外、日本が他国に対して権益を要請したものである。前半の三項目は明朝に対するもので、後半の四項目は朝鮮に対するものである。日本は朝鮮を談判対象とせず、明朝の使者にこの和平条件を朝鮮国王に見せないことを明確に要請した。

七項目の内、二番目、三番目、六番目は談判の段階で双方の共通認識となっていた。朝貢関係の回復を検討する明朝に対して、玄圃霊三は「乃知天朝不弃之情、感激无他、伏乞准照旧例通朝贡商船」（天朝が我々を見捨てることなく、大変感激である。旧例通りの朝貢商船の運航再開を願う）と非常に丁寧に述べた。七番目は五番目の補足条件と見なせる。つまり朝鮮が日本に服従すること。ただ、これについて談判で具体的な言及はされなかった。談判は主に和親、朝鮮南方の四道の割譲、朝鮮王子と大臣の人質問題の三項目を中心に展開された。

明朝の使者は、これらの条件は「情理に欠けている」と指摘し、複数の項目の削除を要求し、とりわけ和親の項目を強く反対し、朝廷に知られたら談判が崩れるとして、明朝朝廷への報告を拒んだ。朝鮮南方四道の割譲について、豊臣秀吉は当初明朝と日本の両国が朝鮮の八道を二分することを提案した。これに対して、明朝の使者は「所示中分八道，岂我大明利其土地乎？朝鮮既为属国，则八道土地，皆我大明所属矣，欲中分之，则置朝鲜国王于何地」（朝鮮は明朝の属国である以上、その八道の土地はすべて明朝の属地である。二分すると、朝鮮国王をどうするか）として、強く反対した。明朝使者の反対にあった豊臣秀吉は朝鮮南方四道は日本に属し、北方四道は朝鮮に返還し、大明皇帝が中立の立場でその実施を監督するとの新しい案を提起した。朝鮮王子、大臣が人質として日本に滞在することについて、明朝の使者は「质朝鲜王子者，此在朝鲜未敢必也，待二使回答经略，议而行之」と回答し、経略宋応昌に報告し、上層部に検討してもらうことにした。

日本側は、上記の三項目を必ずしもすべて承諾してもらうつもりはなかったもので、談判当初、三者の中から二者を選ぶことを提案した。一日目の談判で、玄圃霊三は朝鮮北方四道の行方に関して大明の勅令に応じて返還し、残りの南方四道の行方は大明の命令に従うこととした。もし明朝が朝鮮王子、大臣の二、三名が人質になることと、日本に皇女を嫁がせることを承諾してくれれば、日本が朝鮮南方四道を諦めても良いと申し出た。明朝使者は玄圃の提案、とりわけ和親に強く反対し、それを朝廷に報告することを拒否した。初日の談判は膠着した。

翌日、玄圃霊三は豊臣秀吉の調整案を提示した。調整案は朝鮮王子、大臣の人質問題を棚上げにして、和親と朝鮮南方四道の割譲を引き続き取り上げた。和親が実現できなかった場合、朝鮮南方四道の割譲を必ず大明皇帝の下で実現すること。割譲の公式文書に大明皇帝の金印を押すことが条件とされた。明朝が承諾しなかった場合、豊臣秀吉は八道を征伐するために再び軍を派遣することが可能だとして、軍事侵略をちらつかせた。

日本側は当初の談判で和親と朝鮮王子、大臣の人質問題の二つの条件をもって東アジアの平和を実現しようとしたが、明朝の使者に反対された。明朝使者は外交交渉を通じて、和親と朝鮮南方四道のどちらかをとるという日本側の最低ラインを明かさせた。明朝の使者は日本側の和親要請を堅くはねつけただけでなく、朝廷への報告自体も拒否した。そのかわりに、明朝使者は日本側の領土割譲の要請を朝廷に報告することを同意した。これを受けて、日本側は和親要請を放棄するかわりに、朝鮮領土の割譲を堅持した²⁹。

²⁹ 以上六月廿一日の談判筆録内容出自《日明和平談判筆記》其一《南禪日記玄圃和尚筆（文祿二年六月廿一日）》（《法學協雜誌》第15卷，1885年）；六月廿二日の談判筆録内容出自《文祿二年癸巳玄圃和尚大明勅使筆談記錄》（《南禪舊記》，日本国立公文書館藏鈔本）。按當時的談判筆録見載于日方談判者南禪寺僧玄圃靈三的《文祿二年癸巳玄圃和尚大明勅使筆談記錄》。但現存于日本国立公文書館的兩種《南禪舊記》均只有六月廿二日一天的談判筆録，而六月廿一日的筆録在十九世紀八十年代日本帝國大學（今東京大學）匯編《帝國史料編年》時收錄，後來的《史學協會雜

明朝使者謝用梓、徐一貫が日本に赴いた後、豊臣秀吉が『大明日本和平条件』を彼らに提示した。6月21日、22日の二日間にわたる談判を通じて、明朝と日本の朝貢関係、公式関係の修復、朝鮮王子の帰還は双方の共通認識となった。朝鮮の要人高官らが日本に忠誠を誓うことは言及されなかった。朝鮮王子、大臣が人質として日本に滞在することは棚上げにされた。明朝使者は二日間の外交交渉を通じて、日本側の和親要請を退けた。一方、朝鮮南方四道の領土要請に反対の意を示しながら、明朝朝廷に報告することに同意した。この外交交渉は、明朝使者が日本側の強引な要請を退けて、談判の和平条件を明朝に有利な方向に展開させた点で、実りがあった。日本側の七項目を暗に承諾し、沈惟敬、石星らが明朝朝廷を騙したという事実はなかった。

三 明朝と朝鮮における『大明日本和平条件』の伝聞及び交渉条件の変化

名護屋城談判で和親、朝鮮南方四道の二つの項目が大きく取り上げられた一方、朝鮮王子、大臣の人質問題は棚上げにされた。明朝使者謝用梓、徐一貫は二日間の外交交渉を通じて、日本側の和親要請を退けた。名護屋城談判後、『大明日本和平条件』の交渉条件は緩和された。しかし、それが周知されなかったため、『大明日本和平条件』をめぐる各種の伝聞が後の朝鮮と明朝の中に広がる状況に繋がった。

謝用梓、徐一貫の朝鮮帰還前、日本での交渉に参加しなかった沈惟敬は釜山に集結した日本軍の士官から『大明日本和平条件』の一部の内容を7月に経略宋応昌に報告した。その内容は「讲贡一年三次，割与全罗一道，银二万两（年に三回の朝貢を行い、全羅道を日本に割譲する。銀二万両を日本に賠償する）」というものである。この三つの条件を満たせば、朝鮮王子と三名の陪臣の帰還がはじめて可能となる³⁰。この「朝貢」、「全羅道の割譲」、「王子と三名の陪臣の帰還」は、いずれも『大明日本和平条件』にも言及された項目であるが、三箇所の相違がある。一つ目は朝貢の周期。『大明日本和平条件』では、朝貢の周期が提示されていない。沈惟敬の報告ではそれが「年に三回」とされている。二つ目は領土割譲の範囲。『大明日本和平条件』が朝鮮南部の慶尚、全羅、忠清、江原の四道を領土割譲の範囲とするが、沈惟敬の報告ではそれが全羅の一道とされている。当時、慶尚道はすでに日本軍の占領地となっていた。三つ目は「銀二万両」となる朝鮮王子、陪臣の身代金。これは加藤清正の意思によるもので、豊臣秀吉の本意ではないようである。沈惟敬の足跡が釜山までで止まり、謝用梓、徐一貫のように豊臣秀吉と直接に交渉したことがないため、報告の内容は『大明日本和平条件』と重なったところがあるが、実際の状況と異なった点があった。

同じ年の7月、明朝に降伏した日本人捕虜兀兀吉奴、尼嘘兀（発音はううじぬ、にしゅぬ）らは宋応昌に日本側の和平条件が「四道让天朝，四道属日本，方转回巢。总[纵]许封贡，亦要攻破全罗（四道が天朝に、四道が日本に属すること。朝貢関係が回復しても、全羅の占領を目指す）」³¹という内容であった。朝貢と朝鮮二分との二項目は、『大明日本和平条件』当初の内容と完全に一致している。同年の11月、「和親」、「割地」、「求婚」、「封王」、「准貢」、「蟒龍衣」、「印信」の七項目の説が出回りはじめた。ここの「和親」とは「和平親善」を指し、『大明日本和平条件』に書かれた明

志》第15巻亦将之收录，其出处亦为《南禪舊記》，但此本《南禪舊記》目前未见。

³⁰ 《宣祖實録（第一）》巻40，宣祖二十六年（1593）七月壬戌（初十日）条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第588页。

³¹ [明]宋应昌：《经略复国要编》巻9《撤李提督》（万历二十一年七月二十六日），吴丰培主编《壬辰之役史料汇编（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第794-795页。

朝と日本がよい関係を築く項目に該当する。「求婚」とは前述した「和親」であり、つまり姻戚関係の確立を指す。「割地」と「准貢」は『大明日本和平条件』の朝鮮南方四道の割譲、明朝と日本の朝貢、互市関係の回復を指す。「封王」、「蟒龍衣」、「印章」は冊封のことを指すが、いずれも『大明日本和平条件』に言及されていない。この七項目説は「和親」などの伝聞を含める。

翌年（1594年）4月、提督李如松が勝手に「和親」を認めたとして塾師の諸龍光によって告発される事件が北京で起きた³²。5月、福建巡按劉芳誉が日本に赴いた商人の情報をもとに、沈惟敬が独断で大明の皇女を日本に差し出すことを約束したと朝廷に告発した³³。沈惟敬がこれによって「和親」提案の張本人とされた。万歴24年（1596年）4月、日本の和平条件が「和親」、「割地」、「納質」、「通商」の四項目であり、「和親」の優先順位が一番高いという情報が、釜山に滞在していた冊封の公式使者李宗城のところに入った。一方、名護屋談判筆録から分かるように、謝用梓、徐一貫が談判の最初の段階で日本の和親条件を退けた。「和親」の説が噂としてはあったが、実情ではなかった。

これらの伝聞は必ずしも事実に基づいているとは限らない。虚実半々というのが現状に近い。惟政、李謙受らの朝鮮外交担当者が釜山西生浦に駐在した日本軍司令官加藤清正との度重なる外交交渉を通じて入手した情報が、名護屋談判以後、『大明日本和平条件』の交渉条件の変化を伝えることにおいて、信憑性が比較的高い。

万歴22年（1594年）4月、惟政らははじめて西生浦の加藤清正の軍営に入った。清正が惟政らに「与天子結婚（天子と姻戚関係を結ぶ）」、「割朝鮮属日本（朝鮮の領土を日本に割譲する）」、「如前交隣（従来通りの国家関係を維持する）」、「王子一人入送日本永住（王子一人を日本に送り、日本で永住させる）」、「朝鮮大臣大官入质日本（朝鮮の大臣高官を人質として日本に滞在させる）」との五項目を提起した。「与天子結婚（天子と姻戚関係を結ぶ）」は前述の「和親」に相当する。「割朝鮮属日本（朝鮮の領土を日本に割譲する）」とは、朝鮮南方四道の割譲を指す。「王子一人入送日本永住（王子一人を日本に送り、日本で永住させる）」、「（朝鮮大臣大官入质日本）朝鮮の大臣高官を人質として日本に滞在させる」は、王子、大臣を人質として日本に滞在させることを指す。「如前交隣（従来通りの国家関係を維持する）」とは、加藤清正の考え方であり、つまり朝鮮が日本に属することを意図している。これは前述した朝鮮の大臣高官らが日本に忠誠を誓うと同じ意味であり、王子、大臣の人質項目の補足と見ても良い。「朝貢」、「互市」を除いて、清正が提起した五項目は『大明日本和平条件』の基本方針と一致している。清正が実態のない五項目を出したのは、明朝と日本の和平協議を崩したくなかったためと思われる³⁴。

三ヶ月後、惟政が再び清正の軍営に入ると、清正が渡した和平条件が「四道中割給二道，送王子质之四つの中、二つの道を割譲してもらい、王子が人質として日本に送られる」の二項目に減った。豊臣秀吉が領土割譲問題で若干の譲歩をした。「送王子质之（王子を送る）」に関して、清正の副将喜八が惟政に次のように提案した。「汝国若取他人之子年可八九者，假称王子而入送，则事当速成（ほかの8、9歳の子供を王子様として差し出す）」このインチキな提案から見て、王子の人質問題は実質的に意味がないため、厳格な実施が求められなかったことを物語っている。和平条件に変化が生じた

³² 《明神宗实录》卷271，万历二十二年（1594）四月丙子（二十八日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第5055页。[明]沈德符：《明沈德符：《万历野获编》卷17《兵部·日本和亲》，北京：中华书局，1959年，第438页。

³³ 《宣祖實錄（第二）》卷55，宣祖二十七年（1594）九月丙戌（十一日）条，《李朝實錄》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第148页。

³⁴ [朝鮮]惟政：《甲午四月入清正营中探情记》，惟政著、申维翰校：《松云大师奋忠纾难录》，韩国国立中央图书馆藏李朝英宗十五年（1739）刻本。

のは、清正が小西行長に取って代わり、和平協議を実現しようとしたためである³⁵。

同年12月、清正は在田、天佑の二名の僧侶に朝鮮外交代表李謙受との外交交渉を依頼した。その際、清正は「天朝許封虽美，于关白之心不好（天朝の約束は良いものだが、関白の心情には良くない）」と語った。さらに冊封以外、「前五条内，有一事成之，则必合于关白之心（前半の五項目中、必ず一項目を実現させること。関白の願いを叶える）」と漏らした。清正が前半の五項目において、一項目を実現させるという最新の和平条件の最低限を示したが、彼にとっての理想的な和平条件は依然として順和君及び二、三名の大臣を日本に送ることであり、そして五項目の内の一名の王子を日本に永住させることと、朝鮮大臣高官が人質として日本に滞在することである。王子の日本滞在のかわりに、清正が自分の息子を人質として朝鮮側に渡す用意があったという³⁶。

『大明日本和平条件』提起後、明朝と朝鮮にさまざまな伝聞が出回ったが、いずれも虚実半々であった。惟政、李謙受らの朝鮮外交担当者が加藤清正と外交交渉を重ねた。その都度、日本側の和平談判条件が変わった。この三回の和平条件がある程度名護屋城談判後の『大明日本和平条件』の変化を反映している。

四 豊臣秀吉の降表、「三項目」の約束と『大明朝鮮日本平和条目』

名護屋城談判後、明朝と日本は和平交渉を続けた。万歴23年（1595年）1月、明朝は最終的に冊封の詳細を決めた。明朝の冊封確定前後の交渉条件は、万歴21年（1593）12月の豊臣秀吉の降表（編者注：「関白降表」（降伏状））、万歴22年（1594年）12月日本側の請封使内藤如安と明朝の「三項目」をめぐる約束、万歴23年（1595年）5月の豊臣秀吉朱印状『大明朝鮮日本平和条目』の三つの代表的文書と筆談資料から伺える。

宋応昌の『宣諭平行長』に触れられた「関白上章謝罪」が後の外交交渉で実行された。沈惟敬が万歴21年（1593）6月に日本の朝貢使者の内藤如安を釜山からつれてきた時、『倭酋奏本』という一冊を持参した。『倭酋奏本』は「年年来进，岁岁来朝（毎年朝貢を行う）」と明言し、明朝への朝貢を求めているが、その言葉遣いに問題があり、規範から逸脱したとされた³⁷。明朝がその後、沈惟敬を再度釜山に行かせて、降表の再提出を求めた。万歴21年（1593）12月に完成した新しい降伏条文は以下の内容である。

万历二十一年十二月日，日本前关伯臣平秀吉，诚惶诚恐，顿首顿首，谨上言称谢者。伏以上圣普照之明，无微不悉；下国幽隐之典，自求则鸣。兹沥卑悰，布干天听。恭惟皇帝陛下，天佑一德，日靖四方。皇建极而舞干羽于两阶，圣武昭而来远人于万国。天恩浩荡，遍及遐迩之苍生；日本献微，咸作天朝之赤子。屡托朝鲜以转达，竟为秘匿而不闻。控诉无门，饮恨有自。不得已而构怨，非无谓而用兵。且朝鲜诈伪存心，乃尔虚渎宸听；若日本忠贞自许，敢为迎刃王师？游击沈惟敬忠告谕明，而平壤愿让；豊臣行长等输诚向化，而界限不逾。诈谓朝鲜反间，构起战争，虽致我卒死伤，终无怀报。第王京惟敬旧章复申，日本诸将初心不易。还城郭，献刍粮，益见输诚之悃；送储臣，归土地，用伸恭顺之心。今差一将小西飞弹守，陈布赤心，冀得天朝龙章恩赐，以为日本镇国恩荣。伏望陛下，廓日月照临之光，弘天地覆载之量，比照旧例，特赐册封藩王名号。臣秀吉，感

³⁵[朝鮮]惟政：《甲午七月再入清正陣中探情記》，惟政著、申維翰校：《松云大師奮忠紆難錄》。

³⁶[朝鮮]惟政：《甲午十二月復入清正營中探情記》，惟政著、申維翰校：《松云大師奮忠紆難錄》。

³⁷《宣祖實錄（第一）》卷41，宣祖二十六年（1593）八月甲申（初三日）條，《李朝實錄》第廿七冊，東京：學習院東洋文化研究所，1961年，第617頁。

知遇之洪休，増重鼎呂；答高深之大造，岂爰发肤？世作藩篱之臣，永献海邦之贡。祈皇基丕着于千年，祝圣寿延绵于万岁。臣秀吉，无任瞻天仰圣激切屏营之至，谨奉表以闻。³⁸

この降表は以下の内容に関わっている。一つ目は戦争責任。日本が明朝に対して「天朝の赤子」になる志を朝鮮に託して表明しようとしたが、朝鮮はそれを隠匿した。日本は「不得已而构怨（やむをえず討伐をした）」。朝鮮が詐欺と離間を働いた結果、明朝と日本の中に戦争が起きたのである。降表はすべての戦争責任を朝鮮側に擦り付けようとした。二つ目は冊封を求めること。日本は「天朝龍章賜（天朝より龍の章を賜っていただく）」、「以為日本鎮国恩榮（日本の国を治める恩恵と栄えとする）」。三つ目は朝貢関係の修復を求めること。日本は明朝に対して、「世作藩篱之臣，永献海邦之贡」として、永遠に海の国として貢ぐと誓った。

日本は降表で朝鮮の戦争責任を批判するとともに、明朝側との封貢関係再確立の要請を申し立てた。『大明日本和平条件』の「貢市」から降表の「封貢」に変わったのは、明朝側に「先封後貢（冊封を行った後、朝貢関係を確立）」という意味が以前からあったためである。この降表は学界で小西行長と沈惟敬の共謀による偽作とされている³⁹。しかし、小西行長が薊遼総督孫鏞への『答薊遼総督』で「书内又疑先日表文不真，似为过当。盖不知有国有君有礼有法者，文书印信岂容假借？理无假借，复何辨哉」と語り⁴⁰、日本は「有国有君有礼有法」のため、文書と印鑑、信書は絶対偽造しないと表明している。降表は確かに形式上整えたもので、それが豊臣秀吉の意思によるものであるかどうかについて、まだ議論の余地が残されていると思われる。

降表の「封貢」問題は明朝朝廷で長く議論されていた。小西行長がもっとも早く沈惟敬に「朝貢」を提案した。明朝側は『兵部帖』で「先封後市（貢）」と回答している。宋応昌が『宣諭平行長』で「封」だけを言及した後⁴¹、「封貢」の両方に応じた⁴²。宋応昌の「封貢」主張が朝廷で多くの批判を招いたため、「且与之封，使其归国，贡则封后二三年，视其顺逆若何，另行议处」へと変わり、「先封後貢」の方にシフトした⁴³。宋応昌の後に朝鮮の軍務を引き継いだ薊遼総督の顧養謙が、「封貢并许」のほか、「开市宁波」を主張した。顧は「封貢并许」で十年間の平和が保証できると楽観視した。さもなければ、「封貢并絶（封貢の両方を取りやめる）」となり、朝鮮を放棄して、西側から鴨緑江を守るしかないと顧は明言した。「封貢并许」と「开市宁波」主張が朝廷で猛反対を受けたので、顧養謙は取りやめると申し出た。明神宗が「封貢并罢」との命令を下した⁴⁴。その後、明神宗が「不许贡但往市」の案を提示し、「封貢并罢」後に「互市」の実施を検討した。兵部尚書石星が「不敢轻议」とし⁴⁵、兵科給事中呉文梓が「不宜轻開」としたため⁴⁶、明神宗が自らの提案を引き下げた。

³⁸ 《宣祖實録（第二）》卷 48，宣祖二十七年（1594）二月庚申（十一日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第 22 页；卷 51，五月辛丑（二十四日）条，第 78 页。

³⁹ [日]北島万次：《秀吉の朝鮮侵略》，东京：山川出版社，2002年，第 68 页。

⁴⁰ [明]慎懋赏：《四夷馆记（中）》不分卷《答薊辽孙总督》（万历二十二年十二月初六日），《玄览堂丛书》2 辑 21，台北：正中书局，1985年，第 182 页。

⁴¹ [明]宋应昌：《经略复国要编》卷 7《宣諭平行长（万历二十一年三月初八日）》，吴丰培主编《壬辰之役史料汇辑（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第 602 页。

⁴² 《宣祖實録（第一）》卷 37，宣祖二十六年（1593）四月朔乙酉条，《李朝實録》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第 519 页。

⁴³ [明]宋应昌：《经略复国要编》卷 14《辩明心迹疏（万历二十二年四月十二日）》，吴丰培主编《壬辰之役史料汇辑（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第 1108 页。

⁴⁴ 《明神宗实录》卷 272，万历二十二年四月甲寅（初六日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第 5045-5046 页。杨廷撰：《顾襄敏公年谱》万历二十二年三月条，北京图书馆编《北京图书馆藏珍本年谱丛刊》第 52 册，北京：北京图书馆出版社，1999年，第 286-288 页。《万历邸钞》万历二十二年甲午卷 4 月条，扬州：江苏广陵古籍刻印社，1991年，第 830 页。

⁴⁵ 《明神宗实录》卷 277，万历二十二年（1594）九月甲申（初九日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第 5124-5125 页。

⁴⁶ 《明神宗实录》卷 277，万历二十二年（1594）九月庚寅（十五日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第 5128-5130 页。

明朝が最終的に豊臣秀吉を冊封すると決めたのは、朝鮮国王が日本の冊封を要請したためである⁴⁷。日本の請封使内藤如安が万暦23年（1594年）12月に北京に来て、筆談を通じて明朝と「三事（三項目）」の約束を交わした。この「三事（三項目）」とは、明朝が「釜山倭众尽数退归（釜山の日本駐屯軍がすべて撤退すること）」、「一封之外，不许别求贡市（封以外に貢市を求めてはいけない）」、「修好朝鲜，共为属国，不得轻肆侵犯（朝鮮と修好し、ともに明朝の属国として、朝鮮を侵犯してはいけない）」⁴⁸の三つの和平条件であった。

降表にあった「封貢」要請で、明朝から承諾を得られたのは「封」だけであった。「封貢并罢」よりある程度緩和されたが、その前に明朝が約束した「先封後市（貢ぐ）」と「封貢并許」と比べれば、大分厳しいものとなっている。

内藤如安の記述によると、彼が明朝との間に「三事（三項目）」の約束を交わしたのは、「前日行长有稟帖上孙老爷，一一听命，不敢有违天命。此系大事，秀吉有命行长，行长有书小的，方敢如此对答」⁴⁹、つまり小西行長、豊臣秀吉の命令があったためである。小西行長と内藤如安の間に「毎月、20日ごとに書簡を交わす」という通信期間に関する約束があったため⁵⁰、内藤の話はそれなりの根拠があったと思われる。内藤如安が明朝と協議を締結する前に、小西行長は薊遼総督孫鏞に書簡を寄せて、明朝側の要請した「三事（三項目）」に対して明確な回答を出した。

第一件，撤兵归国。先兵屯王京，沈游击一言之约，退至釜山千有余里，今釜山相去对马半日之程，果有天使来，不难尽撤。

第二件，不得因封又求贡市。封者，天朝之恩，贡者，小邦之礼，今但施恩而不责礼，更为体恤。

第三件，一封之后，不得后犯朝鲜。然兵出朝鲜求通上国，今得封矣，复犯何为？此皆可以听命者也。⁵¹

孫鏞は「大约称三事尽皆听命，惟留从倭数队等候封使，据其辞意，似近恭顺」⁵²として、日本側が提出した三項目が明朝の意に従い、語意も丁寧だととらえた。景輶玄蘇が同年12月22日に起草した書簡の内容は前の一通と完全に一致していない。

蒙差叶参军，沈、叶二镇抚赉榜文来宣谕准封的信，实小邦大幸也。向因沈游击讲说朝鲜为天朝属国，所以不敢再与为仇，故尽退还城郭、地土，送回王子、陪臣，自王京至釜山，共遗粮二十余万石，尽行送与天朝，退居海角，自运粮草用度，只所吃是朝鲜野水而已，不敢复有他意。蒙许封事，久不见妥，而来论又教尽数收兵过海，蕞尔小邦，焉敢不从？即当令大众还国，止留兵马二三千在此通信，迎接天使，并不扰害朝鲜地方。若将兵马尽数过国，又恐朝鲜反要乘机执仇，故不得已羈留异域，淹淹待命。伏望仁慈作主转奏，早赐救命，速得杜绝归国，感恩激切。余付回使舌端。⁵³

玄蘇が起草したこの連絡は日本軍の撤退事項を説明している。封貢を求めないことについての言及がない。それに接した孫鏞は懸念を抱き、小西行長の連絡が「似可信（信用できる）」、景輶玄蘇の

⁴⁷ 《明神宗实录》卷277，万历二十二年（1594）九月己丑（十四日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第5127页。

⁴⁸ [明]宋应昌：《经略复国要编》后附《兵部等衙门题为仰奉明旨以定东封事》，吴丰培主编《壬辰之役史料汇辑（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第1200-1201页。

⁴⁹ [明]宋应昌：《经略复国要编》后附《兵部等衙门一本钦奉圣谕事》，吴丰培主编《壬辰之役史料汇辑（下）》，北京：全国图书馆文献缩微复制中心，1990年，第1206-1207页。

⁵⁰ 《宣祖實錄（第一）》卷45，宣祖二十六年（1593）闰十一月甲申（初四日）条，《李朝實錄》第廿七册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第698页。

⁵¹ [明]慎懋赏：《四夷馆记（中）》不分卷《答薊辽孙总督》（万历二十二年十二月初六日），《玄览堂丛书》2辑21，台北：正中书局，1985年，第181-182页。

⁵² [明]孙鏞：《姚江孙月峰先生全集》卷2《薊辽奏议·钦奉圣谕疏》，北京大学图书馆藏清嘉庆十九年（1814）刻本。

⁵³ [明]孙鏞：《姚江孙月峰先生全集》卷2《薊辽奏议·直陈倭情疏》，北京大学图书馆藏清嘉庆十九年（1814）刻本。

連絡は「後の布石になりそうな」意図を匂わせると指摘し、日本が冊封を受けた後、要望が次第に貢市に及ぶのではないかと心配しはじめた⁵⁴。

孫鑛の心配には根拠がある。「既封之后、必漸及贡市」は日本外交担当者らの外交手段である。明朝が冊封詳細を決めた後、沈惟敬が万暦23年（1595年）4月下旬に再び釜山に来て、日本駐屯軍に向けて三事（三項目）に関する明神宗の冊封勅諭を宣告した⁵⁵。小西行長はすぐに日本に戻り、豊臣秀吉に報告し、豊臣秀吉から指示を受けた。豊臣秀吉の指示は『大明朝鮮与日本和平条目』⁵⁶の朱印状である。同指示は豊臣秀吉の外交代表である小西行長と寺沢正成を命令の受け取り人として、同年5月22日に発行された。その内容は豊臣秀吉による明朝、朝鮮、日本三方の和平条件に関する最新の主張である。

- 一、沈游击到朝鮮熊川，自大明之条目演说之云云，依大明钧命，朝鮮国于令怨宥者。朝鮮王子一人渡于日本，可侍大阁幕下，然则朝鮮八道之中四道者可属日本者，前年虽述命意，王子到本朝近侍，则可付与之。朝鮮大臣两人为轮番，可副王子之事；
- 一、沈游击与朝鮮王子同车马至熊川，则自日本所筑之军营十五城之中十城即可破之事；
- 一、依大明皇帝恳求朝鮮国和平赦之，然则为礼仪赉诏书，大明敕使可渡于日本。自今以往，大明、日本官船、商船于往来者，互以金印勘合，可为照验事。

前述した『大明日本和平条件』と違い、この朱印状は『大明朝鮮与日本和平条目』という題に改められた。交渉対象は、明朝だけではなく、朝鮮も含められた。二年前の和平条件と比べると大幅に調整された。

一、領土問題。朝鮮南方四道を放棄する代わりに、朝鮮王子、陪臣が人質としての日本滞在を堅持した。つまり、領土問題を人質問題に入れ替えた。豊臣秀吉は、朝鮮が王子を日本に送れば、朝鮮南方四道を返して、属地の形式として朝鮮王子に下賜することができる。豊臣秀吉は和親の要求が拒まれて、かつ朝鮮南方四道への領土要請が支持を得られなかった末、朝鮮王子、大臣が人質となることで、朝鮮との宗主国関係の確立をはかろうとした。これが実現できれば、日本は明朝に次ぐ、朝鮮の二番目の宗主国になる公算となる。

二、人質と撤兵問題。豊臣秀吉は人質をもって領土を取り替えるという方針を打ち出した。豊臣秀吉は、朝鮮王子と沈惟敬が熊川の日本軍兵營に到着したら、日本はすぐに15の倭城（拠点）の内、10の倭城を取り壊すようにと命じた。事実、朝鮮が日本に王子を送らなかったにもかかわらず、日本は予定通りにほとんどの倭城を廃棄した。このことから、豊臣秀吉は誠意をもって軍の撤退に取り組み、そして王子、陪臣の人質問題をめぐってある程度の妥協をし、朝鮮から完全な撤退をする考えを持っていたと見てよい。

三 封貢問題。明朝の「封」に対して、豊臣秀吉は特に異議を唱えなかったが、大明勅使が冊封の礼と詔書を日本に持ってくることを要請した。豊臣秀吉が要請した「金印勘合」は明らかに「封」の範疇を超えている。いわゆる「金印」は、明朝が速報の形式で豊臣秀吉に「日本国王」の金印を下賜することを指す。豊臣秀吉は冊封を通じて、「日本国王」の名を得るとともに、「勘合」を実施し、

⁵⁴ 明孫鑛：《姚江孙月峰先生全集》卷2《薊江奏议直陈倭情疏》北京大学图书馆藏清嘉庆十九年（1814）刻本。

⁵⁵ 《宣祖實録（第二）》卷63，宣祖二十八年（1595）五月壬午（初十日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第301页。

⁵⁶ 该朱印状原以“大明日本和亲议条”为题，但以“谕朝鲜差军将小西摄津守、寺沢志摩守大明朝鮮与日本和平之条目”开篇，故此朱印状一般被称为《大明朝鮮日本和平条目》。因小西和寺沢两家在后来的政治斗争中败亡，该朱印状原件下落不明，但有善文录于《江岳和尚对马随笔并云崖和尚续集》（简称《江云随笔》）。《江云随笔》原藏建仁寺大中院，东京都立大学和东京大学史料编纂所均藏有复印本。此处所用文本为东京大学史料编纂所藏复印本。

両国の「官船、商船」の「往来」を合法化し、公式の「朝貢」と民間の「互市」の回復を図ろうとした。小西行長が豊臣秀吉に明神宗の勅諭の中身を報告する際、「一封之外，不许别求贡市」を回避したため、豊臣秀吉が「貢市」回復の可能性を思い込んで、小西行長と寺沢正成に事後に「貢市」を実現させようと指示した。

事実、明神宗が豊臣秀吉への勅諭に冊封後の朝貢問題に言及して、「至于贡献，固尔恭诚，但我边海吏惟知战守，风涛出入，玉石难分，效顺既坚，朕岂责报，一切免行，俾绝后衅」と語った。つまり、明朝の海防兵士らは防御の任を負い、風と波が強い東海を経由する日本の朝貢団体に間違っして害を与えることを避けるため、すべて通行禁止としていた⁵⁷。実際、日本側が提起した朝貢経路は海路ではなく、朝鮮経由の陸路であったため、勅諭拒否の理由は十分とは言えない。明朝兵部は、日本が冊封完成後に謝恩使を明朝に派遣する際、「除使臣外，人不得过三百，船不得过三只，先到对马岛，候旨定数进京」⁵⁸と定めた。朝鮮経由の陸路を謝恩使の経路とした。それが朝鮮が「虽不许贡，而贡在其中」⁵⁹という認識を抱いた原因であった。一方、明朝外交官僚らが日本側に「封後求貢（封の後に貢を求める）」策を講じた。例えば、遊撃陳雲鴻が万暦23年（1595年）1月に釜山の日本軍兵營に入った後、小西行長に「准封则不必要贡，当慢慢请之，未为不可。既封之后，尔国当遣使奉土宜称谢，因此而恭谨请之，则天朝无不准之理。何必忙忙一时要之乎」と語り、「天朝无不准之理（天朝が許可しないはずがない）」⁶⁰。薊遼総督孫鏞も、沈惟敬が日本側と交渉した時、「令其谢恩时以巧术求贡市」と指摘した⁶¹。

『大明朝鮮日本平和条目』は「朝鮮国王に見せない」とされた「大明日本和平条件」と違い、明朝と日本に限らず、朝鮮も交渉の対象とされた。豊臣秀吉は明朝に対し、明朝の冊封を求めるだけでなく、事後に「貢市」関係の確立をも求めた。これは降表の方針と一致し、孫鏞の「既封之后，必渐及贡市」の懸念に当たっている。一方、豊臣秀吉は朝鮮に対して、南方四道を放棄するかわりに、「朝鮮王子、大臣が人質として日本に来る」を堅持した。

上のことから、豊臣秀吉の降表の提出、内藤如安と明朝の間の「三事（三項目）の約束の交わり」を経て、明朝が最終的に「只封不贡（封だけをし、貢を認めない）」という政策を決めたことが分かる。豊臣秀吉が明神宗の冊封勅諭を知り、『大明朝鮮日本平和条目』をもって『大明日本和平条件』を取り替えて、すでに退けた和親要請に加えて、さらに朝鮮南方四道の放棄までも表明した。そのかわりに、貢市の回復、朝鮮王子、大臣の人質問題という二つの条件を留保にした。その内、朝鮮王子、大臣の人質問題の実施に関して、日本は引き続き明朝、朝鮮と交渉を続けたが、貢市の再開は冊封完成後の日本謝恩使者の北京派遣を待たなければならなくなった。

五 陪臣の日本派遣をめぐる交渉

『大明朝鮮日本平和条目』によれば、豊臣秀吉は同年5月22日に小西行長と寺沢正成に朝鮮王子、

⁵⁷ 南炳文、吳彦玲輯校：《輯校万历起居注》万历二十三年（1595）二月初九日条，天津：天津古籍出版社，2010年，第1311页。

⁵⁸ 《宣祖實錄（第二）》卷78，宣祖二十九年（1596）八月丁巳（二十二日）条，《李朝實錄》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第569页。

⁵⁹ 《宣祖實錄（第二）》卷61，宣祖二十八年（1595）三月丁丑（初四日）条，《李朝實錄》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第263页。

⁶⁰ 《宣祖實錄（第二）》卷60，宣祖二十八年（1595）二月癸丑（初十日）条，《李朝實錄》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第243页。

⁶¹ [明]孫鏞：《姚江孙月峰先生全集》卷5《薊辽兵札·奉沈閣下书二十三年三月初四日》，北京大学图书馆藏清嘉庆十九年（1814）刻本。

大臣の来日斡旋を命じた。小西行長が5月26日に出発後、一度豊臣秀吉に召喚された⁶²。その原因の詳細は把握されていない。小西行長は朝鮮に戻った後、すぐに明朝、朝鮮との交渉に着手したわけでもなく、かわりに日本軍の撤退と明朝冊封使の受け入れ準備に取りかかっていた。同問題に関する正式交渉は、明朝冊封使李宗城が釜山の日本軍軍営に入った後に開始したのである。明朝冊封使の動向を報告しに日本に戻った柳川調信の最新情報によると、豊臣秀吉は和平条件を「須煩朝鮮二三陪臣（朝鮮の二三名の陪臣）」⁶³が来日し、「面修旧好，永相和睦（旧交を回復、永遠な和睦をはかる）」⁶⁴と調整した。『大明朝鮮日本和平条目』原本では、朝鮮王子、大臣の来日と定めたが、柳川調信が釜山に戻った時、陪臣だけが明朝冊封使とともに来日し、旧交を回復するというように修正された。その前の加藤清正の表現では、前半の五項目において、一項目の実現が求められている。その内、朝鮮大臣の人質としての来日は実現のハードルがもっとも低い。おそらくこれが豊臣秀吉の最低限の要請だと思われる。ただし、その際、要請の対象者は普通の官僚ではなく、ランクの高い朝鮮大臣であった。陪臣のランクについて、明朝と日本の和平派は各自の主張を展開していた。沈惟敬は「不須大官，只收出一武官，将就送去亦足（武官一名でよい）」⁶⁵、しかし、景轍玄蘇は該当官僚のランクは明朝六部尚書の二名「判書」または「総兵」に相当するものでないと認められないとした⁶⁶。その間のやりとりに関して、なお多くの不明点が残る。

その後の外交交渉は朝鮮陪臣の来日をめぐって展開された。日本と朝鮮の交渉以外、明朝側の外交官僚も何度も交渉に加わった。沈惟敬が朝鮮国王の意思を確認⁶⁷したあと、それを兵部に報告した⁶⁸。明朝冊封使の李宗城、楊方享は朝鮮側に同件の受入を勧めた⁶⁹。朝鮮側は終始強い態勢を崩さなかった。明朝兵部は、朝鮮が陪臣を日本に出すことに同意しなかった。兵部は返事で「其陪臣修好之説，待封事后谢恩之日经过朝鲜，或于对马岛，或于釜山，会约证盟，亦无不可。如朝鲜即差陪臣随册使渡海，又当听便，固不可绝，亦不可执（陪臣の派遣は事後謝恩の節でも良い）」と書いて⁷⁰、冊封の後、朝鮮の釜山や日本の対馬島で朝鮮の陪臣が日本の謝恩使者と「会約証盟」すれば良いとの見解を示した。朝鮮が日本への陪臣派遣を進んで行おうとすれば「又当听便（それでよい）」とする。朝鮮は最初陪臣の日本派遣を堅く拒否したが、明朝と日本の外交官僚の度重なる説得に応じて、ランクの低い黄慎使節団（通称朝鮮通信使）を派遣して、明朝の冊封使とともに日本に赴いたのである。

六 王子の人質としての来日をめぐる交渉

万歴24年（1596年）9月2日、豊臣秀吉は大阪城で明朝使者楊方享、沈惟敬による冊封を受けた。冊封式典前後、豊臣秀吉は二回も立腹した。明朝の冊封は実質上失敗した。

⁶² 《宣祖實録（第二）》卷64，宣祖二十八年（1595）六月丙寅（二十五日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第323页。

⁶³ “陪臣”一词系明朝对朝鲜官员的称呼。按朝鲜官员对朝鲜国王来说是“臣”，但因为朝鲜是明朝的藩属国，朝鲜国王为明朝皇帝的“臣”，故朝鲜官员相对明朝来说是隔了一层关系的“臣”，故称“陪臣”。

⁶⁴ 《宣祖實録（第二）》卷70，宣祖二十八年（1595）十二月丁卯（二十九日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第426页。

⁶⁵ 《宣祖實録（第二）》卷70，宣祖二十八年十二月丁卯（二十九日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第426页。

⁶⁶ 《宣祖實録（第二）》卷71，宣祖二十九年（1596）正月戊辰朔，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第427页。

⁶⁷ 《宣祖實録（第二）》卷70，宣祖二十八年十二月丁卯（二十九日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第425-426页。

⁶⁸ 《宣祖實録（第二）》卷71，宣祖二十九年（1596）正月朔戊辰条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第427页。

⁶⁹ 《宣祖實録（第二）》卷74，宣祖二十九年（1596）四月庚子（初四日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第481-482页；卷76，六月庚戌（十四日）条，第535页。

⁷⁰ 《宣祖實録（第二）》卷73，宣祖二十九年（1596）三月丙申（二十九日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第475页。

一回目の立腹は冊封前であった。豊臣秀吉が島津兵庫頭（島津義弘）に出した書簡及び小早川隆景が羽兵（島津義弘）に出した書簡（いずれも9月7日の日付）によると、朝鮮王子の来日を待っていた豊臣秀吉は予想と違う結果に激怒した⁷¹。朝鮮が王子を謝罪に派遣しなかったことを理由に挙げて、「事事轻我甚矣（朝鮮がことごとく日本側を軽く見る）」と朝鮮を批判し、朝鮮通信使と会わないことを決めた⁷²。しかし柳川調信の陳述によると、豊臣秀吉が大分前から朝鮮王子が来日しないと見込んだ報告を受けており、直後にも変化はなく、予定通りに朝鮮通信使と「速見（短い会見）」を行う予定であった。変心は冊封式典の直前だった⁷³。二回目の立腹は、冊封式典終了後の間もない頃であった。

9月2日と9月3日、沈惟敬は朝鮮との蟠りを捨てようと二回に亘って豊臣秀吉に進言したが、後者の不快感を招いた⁷⁴。9月5日、豊臣秀吉は五奉行の一人である前田玄以に、堺へ向かい、沈惟敬と謝恩表文の作成について打ち合わせを行うことを指示した。沈惟敬がこれを機に、朝鮮に駐在するすべての日本軍の撤退を要請した。これが豊臣秀吉の激怒を招いた⁷⁵。

しかし、豊臣秀吉は表ではあくまでも明朝の権威を承服し、明朝と決裂する考えはなかった。他方、豊臣秀吉は『進天朝別幅』で次のように述べている。

前年自朝鮮使节来享之时，虽委悉下情，终不达皇朝，尔来无礼多多，其罪一也；朝鲜依违约盟，征讨之军中，二王子并妇妻以下虽生擒之，沈都指挥依传救命宽宥之，即先可致谢礼者，分之宜也，天使过海之后历数月，其罪二也；大明、日本之和交，依朝鲜之反间经历数年，其罪三也。

为使本邦之军士生劳苦、久送光阴者，初知为皇都计略也。朝鲜后于天使来，以是观之，悉知朝鲜谋诈。件件罪过不一，自大明可有征伐耶？自本邦可征讨耶？盖又可随救命者也。⁷⁶

『進天朝別幅』は、『大明朝鮮日本平和条目』の明朝と日本の「貢市」問題に触れず、矛先を朝鮮に向けて、冊封の失敗を朝鮮の責任にしている。『進天朝別幅』は、朝鮮の「三つの罪」を提起し、朝鮮を処罰するように明朝に要請した。それと同時に、豊臣秀吉が明朝への謝恩使派遣を見合わせて、「必先通朝鮮后，次可遣使天朝」と称して⁷⁷、明朝側に外交圧力をかけた。また同時に、朝鮮を再び侵攻する準備を整えるよう、大名らに指示を出した⁷⁸。

豊臣秀吉が語った「先通朝鮮」とは、日本と朝鮮の両者関係をうまく対処することを指す。具体的に言えば、朝鮮が日本に王子を派遣し、朝鮮に対する日本の優位性を確立させることである。『大明朝鮮日本平和条目』原本にも同じ主張があった。柳川調信が釜山に戻った後、「二三陪臣同渡，面修旧好（二、三名の陪臣が来日し、旧交を修好する）」へと変わり、それ以降の外交交渉は陪臣の来日を中心に展開したもので、王子が人質としての来日要請が言及されなかった。冊封式典後の急変について、柳川調信によると、「不知谁人谗间而中变（誰かに離間され、急変が起きた）」⁷⁹ということである。寺沢正成も豊臣秀吉に次のように抗言した。「今此事与行长辈，终始力主，毕竟乖违若此。天

⁷¹[日]鹿儿岛县维新史料编纂所编《鹿儿岛県史料 旧記雑録后編三》，鹿儿岛：鹿儿岛県，1982年，第41-42頁。

⁷²[朝鮮]黄慎：《日本往还日記》万历丙申（1596）閏八月二十九日条，韩国首尔大学校奎章閣韩国学研究院藏写本。

⁷³[朝鮮]黄慎：《日本往还日記》万历丙申（1596）九月初六日条，韩国首尔大学校奎章閣韩国学研究院藏写本。

⁷⁴[日]松田毅一監译《十六・七世紀イエズス会日本報告集》第1期第2巻，第320頁。[朝鮮]黄慎：《日本往还日記》万历丙申（1596）九月初四日条。

⁷⁵[日]松田毅一監译《十六・七世紀イエズス会日本報告集》第1期第2巻，第321-322頁。[朝鮮]黄慎：《日本往还日記》万历丙申（1596）九月初六日条，韩国首尔大学校奎章閣韩国学研究院藏写本。

⁷⁶《宣祖實録（第二）》巻82，宣祖二十九年（1596）十一月壬寅（初十日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第627頁。

⁷⁷《宣祖實録（第二）》巻83，宣祖二十九年（1596）十二月癸未（二十一日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第660頁。

⁷⁸[日]鹿儿岛县维新史料编纂所编《鹿儿岛県史料 旧記雑録后編三》，鹿儿岛：鹿儿岛県，1982年，第41頁。

⁷⁹[朝鮮]黄慎：《日本往还日記》万历丙申（1596）九月初六日条，韩国首尔大学校奎章閣韩国学研究院藏写本。

朝及朝鮮，必以我輩，为饰诈相欺，我輩何面目见之乎？男儿生世间，受此丑名，宁欲死于此也」⁸⁰、寺沢は、豊臣秀吉が恣意的に変わり、信用がなく、詐欺の汚名を招いたと認識した。

王子の人質問題をめぐる後の交渉段階で、小西行長が「王子一往則更无它事矣（王子さえこればすべてが解決される）」⁸¹、「只令来谢，放还之意可也（謝罪さえすれば、その場で返すことができる）」⁸²と語り、つまり王子が来日さえすればこれでよい、来日後に直ちに朝鮮に帰ることができるということである。小西行長は沈惟敬に王子の人質問題を斡旋してもらうように依頼した。沈惟敬は表では日本側に「我当替尔禀天朝请罪朝鲜，必将有以处之（あなた方のかわりに朝鮮を処罰するように天朝朝廷に報告する）」⁸³としながら、朝鮮側に対して、「我则在这里死不辞，到京里死亦不辞，朝鲜王子，岂有许遣之理？此则决不可成，我不敢谎说也（朝鮮王子が派遣されるわけがない）」⁸⁴と表明した。沈惟敬は明朝政治についての認識から、明朝が朝鮮王子の日本派遣を同意するはずがないと見ていた。事実、明朝の属国として、朝鮮と日本の関係調整は明朝の朝貢システムの枠組みで行わなければならなかった。朝鮮側は日本の要請をはねつけながら、「天朝必令遣大臣、王子」⁸⁵という事態を心配していた。明朝側にはそのような意図はなかった。兵部は、朝鮮が「礼文当修」だが、それは「令陪臣举行」で、つまり陪臣に行ってもらえば十分という見解であった。そのボトムラインは、朝鮮陪臣が日本に赴き、修好を行うことである。従って、朝鮮が「王子必不可遣（王子を派遣してはいけない）」、日本が「王子必不当索（王子の派遣を求めてはいけない）」としていた⁸⁶。

翌年（1597年）1月初め、明神宗の対処案は以下となる。

该部（兵部）便行文与日本国王撤还釜兵以全大信，又行文与朝鲜国王即差陪臣以修交好，谢恩表文还令日本使臣同杨方亨先来复命，沈惟敬待两国事完回还。⁸⁷

明神宗は朝鮮が日本に王子を派遣することに賛同せず、かわりに朝鮮が陪臣を日本に派遣し、日本と修好するとの折衷案を朝鮮側に提示した。明朝が日本側の王子人質要請を受け入れないかわりに、朝鮮側に日本へ陪臣を送り、日本と修好することを指示したのは、対日和平条件で妥協した結果である。

明神宗の聖旨が下達された間もない1月中旬、日本軍加藤清正が7千人を率いて、朝鮮に上陸して、朝鮮に軍事威喝の態勢を展開した。半月後、日本軍の動向が北京に伝えられ、明朝の九卿科道會議が開かれた⁸⁸。朝廷の議論で、戦争を主張する勢力が主流となり、平和解決を主張する勢力は次第に力を失った。明神宗は朝鮮に軍事支援することを決めた⁸⁹。その後の外交活動において、日本の外交官僚は表向きには自国が明朝の朝貢システム下の「小国」だという控えめな姿勢をとっているが、一方で明朝が日本と朝鮮の紛争に介入しないように明朝に迫った。これが明朝に受け入れられるはずがない。

⁸⁰ 《宣祖實録（第二）》卷 83，宣祖二十九年（1596）十二月癸未（二十一日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第 658 页。

⁸¹ [朝鮮]黄慎：《日本往还日记》万历丙申（1596）十二月初八日条，韩国首尔大学校奎章阁韩国学研究院藏写本。

⁸² 《宣祖實録（第二）》卷 83，宣祖二十九年（1596）十二月癸未（二十一日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第 659 页。

⁸³ 《宣祖實録（第二）》卷 83，宣祖二十九年（1596）十二月癸未（二十一日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第 657 页。

⁸⁴ 《宣祖實録（第二）》卷 83，宣祖二十九年（1596）十二月癸未（二十一日）条，《李朝實録》第廿八册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第 657 页。

⁸⁵ 《宣祖實録（第三）》卷 84，宣祖三十年（1597）正月甲寅（二十三日）条，《李朝實録》第廿九册，东京：学习院东洋文化研究所，1961年，第 10 页。

⁸⁶ 《明神宗实录》卷 306，万历二十五年（1597）正月丙申（初五日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第 5722 页。

⁸⁷ 《明神宗实录》卷 306，万历二十五年（1597）正月丙申（初五日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第 5722 页。

⁸⁸ 《明神宗实录》卷 307，万历二十五年（1597）二月丙寅（初五日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第 5732-5733 页。

⁸⁹ 《明神宗实录》卷 307，万历二十五年（1597）二月壬申（十一日）条，台北：中央研究院历史语言研究所，1966年，第 5736-5737 页。

結び

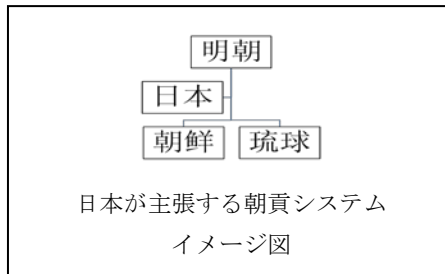
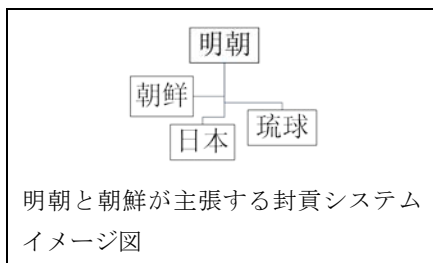
以上の実証考察を通じて、戦争中に「欺瞞外交」が生じたというこれまでの説が成り立たないことがわかる。当時の外交交渉の問題は主として明朝と日本、日本と朝鮮の両者関係に存在した。

明朝と日本の関係に関して、日本側は明朝との姻戚関係の締結を通じて、自らの国際地位の向上を望んでいた。しかし、日本側の思惑が最初の段階で名護屋に赴いた謝用梓、徐一貫らに退けられた。

日本側のもう一つの要求は「求貢」で、つまり室町幕府時代と明朝の「封貢」関係への復帰である。

「封貢」をめぐる多くの議論が展開されたが、明朝は最終的に「封」だけを認めたが、「朝貢」は認めなかったのである。それまでの「封貢」両方とも認めない方針より緩和されているが、「封」を先に実施して、それから「貢」の実施に移る、または「封」と「貢」の両方を認めたという以前の交渉段階の承諾と比べれば大分厳しいものである。豊臣秀吉は「大明朝鮮日本平和条目」で「封」を受け入れたが、冊封後に明朝との朝貢関係の確立を望んだ。

日本と朝鮮の関係に関して、明朝が朝鮮半島での戦争に介入する前、日本はすでに朝鮮領土の大半を占領していたのである。日本は明朝に度重なる領土要求を突きつけた。姻戚関係の要請が明朝側に拒否された後、日本側は朝鮮領土の獲得を通じて補償を得たかったが、いずれも明朝側から承認を得られなかった。明神宗の冊封勅諭を得て、豊臣秀吉は『大明朝鮮日本平和条目』を出して、平和条件で再び妥協を見せて、朝鮮領土要求の撤回を正式に発表した。一方、朝鮮王子、大臣の人質をもって東アジア平和の維持をはかるとともに、朝鮮南方四道を王子の属地として朝鮮に返還し、日本が明朝に次ぐ、朝鮮のもう一つの宗主国になるという要請は譲歩しなかった。



日本の外交活動は、明朝の朝貢システムに復帰する様相を見せながら、朝鮮に対する優位性を確立し、自らの国際的地位を高める目的を内在させていた。明朝の朝貢システム下で、日本と朝鮮の関係調整は明朝の承認を必要とする。明朝は冊封失敗後、日本に陪臣を送り、関係修復を図らせる指示を朝鮮側に出した一方、王子を人質としてもらうという日本側の要請をはねつけた。日本が軍事脅威をちらつかせると、明朝は直ちに軍事的対抗姿勢を見せた。このように、日本と朝鮮の関係調整が難しいほか、現行朝貢システム下で日本が朝鮮より優位的立場にあることを、明朝が断じて容認しないことが、明朝と日本双方が新しい妥協点を見つけられなかった大きな一因である。従って、東アジアの平和問題は結局、再び武力に訴えることになった。